

令和8年度おかやま若者就職支援センター運営事業業務委託仕様書

1 事業名

令和8年度おかやま若者就職支援センター運営事業

2 おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）の概要

(1) 趣旨等

県内の若年者等を取り巻く雇用環境については、企業の採用意欲が回復基調にあることから、一定の水準を維持しているところだが、未だフリーター等不安定な就労環境にいる方がいるほか、雇用のミスマッチなどにより就職後3年以内に離職する新規大卒者の割合も3割ほどで推移しているといった状況である。

このため、フリーター等の非正規雇用の若年労働者、若年失業者、未就職卒業者らが希望の業種や働き方を自ら選択し、正社員として就職できるよう、きめ細かなカウンセリングや個人のニーズに合った就職支援サービスの提供などを通じて支援していくものである。

(2) 実施場所及び開所時間

ア 岡山センター 【住 所】 岡山市北区本町6-36
第一セントラルビル1号館7階
【開所時間】 月曜日～金曜日 8:30～19:00
土曜日 8:30～17:00

イ 倉敷相談室 【住 所】 倉敷市西中新田620-1
倉敷市役所西側第二分室1階
【開所時間】 月曜日～金曜日 8:30～17:00

ウ 津山相談室 【住 所】 津山市山下92-1
津山圏域雇用労働センター1階
【開所時間】 月曜日～金曜日 8:30～17:00

※ アの休館日：日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

イ、ウの休館日：土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 事業の対象者

概ね50歳までの若年者等（学生、若年失業者、フリーター、就職氷河期世代等）

(4) 事業の実施方法

ア おかやま若者就職支援センター（以下「センター」という。）において実施予定の厚生労働省岡山労働局「若年者地域連携事業（※1）」や、センター併設のハローワーク等の職業紹介事業と連携し、若年者に対する職業、能力開発等に関する情報提供、セミナー等による就職活動の支援、キャリア・コンサルティング、ハローワークによる職業紹介等の雇用関連サービスをワンストップで提供する施設として設置・運営する。

イ 事業の実施にあたっては、行政、経済団体、労働組合、学校等、その他若年者の雇用に関する関係団体からの推薦を受けた委員で構成する「おかやま若者就職支援センター運営協議会」（以下「センター運営協議会」という。）の意見を聴きながら行う。センター運営協議会の委員、運営方法等については別紙の「おかやま若者就職支援センター運営協議会設置要綱」のとおりとする。

3 委託にあたっての基本的な考え方

業務の遂行にあたっては、県の委託事業であることを踏まえ、利用者との信頼関係を確保し、県及び事業に対する信用が損なわれないよう努めるものとする。

なお、誤解を招かぬよう業務推進にあたっては自らの事業所の営利につながるような行動を行わないこと。また、相談窓口には、自らの事業所や民間企業のパンフレットなどを配置しないこと。

4 委託業務内容

(1) キャリアカウンセラーによるマンツーマンのカウンセリング

来所者一人ひとりがそのニーズと適性に合った職業選択ができるよう、専門的知識、経験を有するキャリアカウンセラーが、きめ細かなカウンセリング（職業相談、就業意識の啓発、職業訓練等に関する情報提供、進路指導等）をマンツーマンで行い、就職できるまで支援すること。

加えて、来所者の希望に応じて、Web会議システム等を活用したオンラインでの相談を実施すること。

(2) 外部専門家によるカウンセラー指導

外部専門家の派遣・指導等により、キャリアカウンセラーの資質の向上を図り、カウンセリング機能を強化すること。

(3) 出張相談

来所者または各市町村等のニーズに基づき、県内で出張相談を行うこと。

また、高校・大学等からの要請に基づく実施にあたっては、高校の進路指導担当者や大学のキャリアセンター等と連携を図ること。

なお、原則対面による相談を想定しているが、何らかの都合により出張が難しい場合は、オンラインでの相談も可とする。ただし、出張先の要望及びオンライン整備環境等を確認し、調整の上、対応すること。

(4) 若者就職ナビゲーターの配置

岡山センターに若者就職ナビゲーター（カウンセラー等と兼務可）を配置し、来所する若者を必要としている支援先に導くこと。

(5) 情報提供・広報業務

県が開設しているセンターホームページの管理運用及び更新を行うほか、パンフレットの作成・配布や、新聞、インターネット広告等の各種媒体を活用した広報活動を行い、センターの利用促進に努めること。

(6) 来所者に対する面接練習等の支援

来所者の希望に応じて、就職試験における面接の練習、グループ討論練習などを行うこと。

(7) 関係機関等との連携による各種支援事業の実施

ア 県が実施する若者への各種支援事業を実施する委託業者等と連携を図ること。

イ 国が県内に設置する地域若者サポートステーションと連携を図ること。

(8) センターの運営管理

ア (1)～(7)に掲げる業務を遂行するため必要な要員を確保すること。

イ センターの安全・衛生管理、施設・設備・物品の保安など、善良なる注意義務をもって維持・管理を行うとともに若者が利用しやすい環境整備を行うこと。

また、施設管理者に求められる消防用設備等の設置や避難経路の設定を行い、利用者及び職員の安全確保に努めること。

ウ 施設・物品の修理が発生した場合の費用は、原則、委託料に含めるものとする。

ただし、委託料の範囲で対応できない施設の修理については、県と協議するものとする。

- (9) その他、岡山県が要請する事業

5 委託に関わる条件

- (1) センターの委託業務内容を遂行するにあたり、十分な能力・資質を備えた要員及び実施体制を確保すること。
- (2) 業務全般を統括するおかやま若者就職支援センター長（以下、「所長」という。）を1名配置すること。所長は、県及び関係機関との連絡調整・打合せ等を行うとともに、事業管理を行うこと。

また、所長はカウンセリング業務に関する資格を有する者もしくは3年以上の就職支援に関する実務経験を有する者とする。

- (3) キャリアカウンセラーの配置

人員の配置については、原則として下表の人数を配置するものとし、その労働時間については、人員の効果的なローテーションにより、法定労働時間を遵守すること。

また、カウンセラーについては、カウンセリング業務に関する資格を有する者もしくは3年以上の実務経験を有する者が全体の過半数となるように配置すること。

場 所	人 数
岡山センター	6人（※①4.0人 ※②2人）
倉敷相談室	2人（※①1.3人 ※②1人）
津山相談室	2人（※①1.3人 ※②1人）

注）カウンセラーの人数については、支援対象者の来所状況等に応じて増減することを認めるが、その場合、やむを得ない場合を除き、1開所日あたりの平均配置人数（1人当たりの労働時間を7.5時間として算定）を※①以上とし、開所時間中の最低配置人数を※②以上とすること。

- (4) 受託者は、年度計画を5月15日までに作成し、県に提出すること。
また、月ごとの実施状況について、毎月報告書を作成し、実施月の翌月10日までに県に提出するとともに、委託業務完了時には実績報告書を提出すること。
- (5) 職業紹介は、併設または関係のハローワークを通じて実施するものとし、有機的な連携を図ること。
- (6) 委託業務の実施にあたって必要となる国の職業紹介機関との連携については、「カウンセリング業務手順書」「おかやま若者就職支援センターにおけるカウンセリング事業及び情報提供事業と国（おかやま新卒応援ハローワーク等）の職業紹介事業との連携について」（別紙参照）によること。ただし、「カウンセリング業務手順書」における様式については、実情に応じて記載内容の変更も可能とする。なお、記載内容を変更する場合は、予め県に申し出るとともに、了承を得ること。
- (7) 事業実施にあたっては、センターにおいて実施予定の厚生労働省岡山労働局「若年者地域連携事業（※1）」と連携し、効果的な事業の実施を図ること。
- (8) 委託業務は、県が確保する、岡山センター・倉敷相談室・津山相談室の事務室において実施すること。
- (9) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。
- (10) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

- (11) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、すみやかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (12) 提案内容の範囲内で、受託業務の一部を再委託することは原則として禁止する。
- (13) 本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。
- (14) 本業務により製作された資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。
また、受託者が委託料により購入した備品等のうち、県が指定したものについては、本業務に係る契約が終了したときをもって県に帰属するものとする。
- (15) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者の業務に引継ぎを行う必要が生じたとき県が判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。
- (16) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合があること。

6 契約限度額

44,270,624円以内（消費税及び地方消費税の額を^{含む}）

- (1) 岡山センターの設置については、受託者と県、建物所有者の3者で建物賃貸借契約を結ぶこととし、賃貸料は県が負担する。
- (2) 倉敷、津山相談室の設置については、市の行政財産の使用を予定しており、県から申請手続きを行う。使用料についても県が負担する。
- (3) 電気料等は、本業務の受託者において負担すること。
- (4) この契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。

※1 若年者地域連携事業とは、地域の関係者と連携して、若年者に対する雇用対策関連事業を実施する厚生労働省岡山労働局の委託事業であり、令和8年度は下記の事業が予定されている。

- ①次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援
- ②地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス
- ③U I J ターン就職に係る支援
- ④地域の人材流出防止・地元定着に係る支援
- ⑤岡山県が創意工夫し、自ら企画・立案した、岡山県の強み・特色を生かした事業